



いつもお世話になりありがとうございます！

令和8年7月から経審加点開始！「技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」 (担当：坂野)

技能者を大切にせる企業の自主宣言制度とは、建設業の事業者が技能者の処遇改善や働きやすい環境づくりに積極的に取り組んでいることを自ら宣言し、その取り組み内容を国が認めて公表する制度です。

自主宣言の基準は①労務費の確保・行き渡りに向けた取組、②CCUSを活用した就業履歴の蓄積、③宣言企業との取引優先、の3点です。これらを満たした企業は国土交通省が認定し、ポータルサイトで公表されます。

【宣言内容の例】

<共通> 「宣言企業との取引を優先」「CCUS（建設キャリアアップシステム）の利用環境整備」「会社独自の取組」

<元請・発注者（一人親方含む）> 「適切な工期・労務費での取引」

<下請> 「技能レベルに応じた賃金・手当」「月給制」「週休2日制」

令和8年7月1日以降の経営事項審査から、宣言企業に対しW点（その他審査項目・社会性等）で5点が加点されます。

経審で加点を受けるには、それ以前の基準決算期に宣言していることが必要となります。

宣言の申請受付は令和7年12月12日から開始されているため、是非申請をご検討ください。

詳しくは、国土交通省HPをご確認ください。 <https://jishusengen.mlit.go.jp/index.html>

～スタッフの日常～ (担当：松裏)



名古屋駅の名鉄百貨店が2月28日（土）に71年の歴史に幕を下ろすので歴史展を見に行ってきました。とは言え、通り過ぎながら眺めた程度ですが・・・。

歴代の案内係の制服や包装紙、シンボルマークでもあるナナちゃん人形の頭部と右手の実物大のレプリカ等が展示されていました。特にナナちゃん人形は待ち合わせ場所としてよく利用しました。嬉しいことに現役続行が決まったようなので、また色々なコスチューム姿が見られるかもしれませんね。

★今月のお知らせ★

～今月公開したブログ～

- ・なぜその会社は営業停止となったのか？ 無許可業者への下請発注による処分事例の解説
- ・建設業法における下請代金に支払期日とは？
- ・主任技術者の設置が不要な「特定専門工事」とは？
- ・営業担当が無自覚に起こす無許可営業のリスクとは？ 若手・営業担当者向けコンプラ研修のカリキュラム例
- ・令和7年12月12日施行 改正建設業法 受注者が気をつけるべき事項について解説
- ・建設業法大24条の2、第24条の3 「下請負人への意見聴取と代金支払」解説

<https://gyousei-meinan.com/blog/>

行政書士法人名南経営 許認可チームスタッフ 「好きな恵方巻の具材は？」

★大野 裕次郎★
「穴子」



★寺嶋 紫乃★
「かんぴょう」



★松裏 浩子★
「海老」



★片岡 詩織★
「穴子」



★山田 純里★
「お休み中」



★谷澤 萌花★
「たまご」



★坂野 由依★
「たまご」



★渡邊真衣★
「海鮮」



行政書士法人名南経営 ◆web <https://gyousei-meinan.com/>
【名古屋】〒450-6334 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34F
TEL:052-589-2362 FAX:052-589-2369
【東京】〒105-0004 東京都港区新橋四丁目1番1号 新虎通りCORE3階
TEL:03-5401-3200 FAX:03-5401-3201